

令和5年度 市民の声一覧(下半期公表用)

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
12月	道路・農道・水路	水路の清掃について	<p>長年、我家と他の2軒で水路の清掃を続けてきましたが、3軒とも後期高齢者になり、水路の清掃はとても無理な状態となりました。</p> <p>何とか、春の一斉町内清掃の折には、市の清掃係の方々に年1回の清掃を実行していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>一度見学をお願いいたします。</p>	<p>令和5年12月11日、要望者及び西隣の住民と現地立会を行いました。</p> <p>立会の結果、要望者及び西隣住民宅北側の水路が深く、近隣住民の高齢化もあり、住民による対応が困難となったので、毎年5月上旬の町内一斉清掃までに浚渫してもらいたいと要望を受けました。</p> <p>時期が近付いた時に連絡をもらいたいこと、堆積土砂等が少ない場合は、経過観察になることを伝え、了承をいただきました。</p> <p>その後、令和6年2月2日に当該水路の浚渫を市で実施しました。</p>	河川水路課
12月	道路・農道・水路	街路樹にかぶさっている鉄柵について	<p>高知市南金田の橋田橋の北側の街路樹の幹に被せている鉄柵が地面から盛り上がり、歩行時に躓きそうで危険です。</p> <p>どうか修繕をお願いします。</p>	<p>横田橋北側の街路樹に設置しているツリーサークルにつきまして、現地確認させていただいたところ、ご指摘にありますとおり、街路樹の根上がりによりツリーサークル及び縁石が浮き上がり、歩道との段差が生じていたため、通行時の注意喚起のために、応急対応として12月11日にカラーコーンを設置いたしました。</p> <p>なお、段差解消につきましては、来年度の対応を予定しております。</p> <p>しばらくはご迷惑をおかけすると思いますが、ご理解のほどお願いいたします。</p>	道路管理課
1月	道路・農道・水路	久万川のホタルが消滅しないよう水門の改修を	<p>約25年近く守ってきた久万川のホタルが消滅する恐れがあります。</p> <p>一昨年久万川の上流で市が水門工事を行いました。</p> <p>農業用水路に水を取ると久万川に水が流れなくなり、下流にいる生物が全て死んでいます。</p> <p>一昨年市に水門を直すようお願いしたところ、小さな穴を一つ開けただけです。</p> <p>これでは、下流に水が流れません。</p> <p>昨年も担当者をお願いしましたが、水門は直さないとのことでした。</p> <p>昨年は少雨の事もあって2か月近く川が干し上がり、多くのカワニナや小魚など何千匹と死にました。</p> <p>少しの水溜まりにいる小魚を野鳥が食べていました。</p> <p>今年も3月には農業水路に水を取ると思います。</p> <p>また、川が白く干し上がり、川の生物が多く死ぬとします。</p> <p>これでは今年もホタルを見ることができないと思います。</p> <p>ホタルが消滅したら元に戻すのに何年かかるか考えてください。</p> <p>久万川は市が指定したホタルの保護区です。</p> <p>多くの住民が楽しみにしているホタルを消滅させないでください。</p>	<p>現在、渇水期ということもあって非常に降雨量が少なく、久万川を含め県下河川の水量は総じて少なくなっている状態です。</p> <p>そのような状況での本課の万々水門の管理としましては、降雨による河川水量の増加が見込めないため、できるだけ多くの水が久万川へ流れるよう、毎週1回万々水門の水抜き管及び堰付近の清掃を行っています。また、農業用水の受益者でもある操作管理人と連絡を取り合い、水門ゲートの開度を調整しています。</p> <p>水門の開度については、河川水量に応じて開度を調整しておりますが、渇水期の間は最大でも開度9cm(全開時開度約70cm)で調整しており、全ての河川水量を取水しているわけではございません。</p> <p>また、令和6年1月19日から2月末頃までの開度については、操作管理人のご理解、ご協力により、開度を更に絞っております。具体的には、平常時は開度を1cm弱とし、どうしても農業用水を取水する必要がある場合には最大で6cm程度ゲートを開け、取水後には再度1cm弱に絞るといった運用を行っております。</p> <p>上記管理の基、ご指摘の箇所の上流域及び下流域では一定の水量及び流水を確認しておりますので、流水そのものが途切れているわけではございません。表流水が確認できない箇所の原因としては、渇水期に伴う河川水量の減少及び川底に堆積した土砂であると認識しております。</p> <p>なお、久万川は2級河川であり、河川管理者は高知県河川課になりますので、土砂の浚渫をご希望される際は、河川管理者へご相談ください。</p>	耕地課
2月	道路・農道・水路	街路樹に対する要望	<p>とさでん路面電車の棧橋通5丁目駅～棧橋車庫前の電車軌道より北東に抜ける道(わんぱくこうちを右手に土佐道路へ合流する大きい道です)にある街路樹ですが、木の実と落ち葉で歩道の状態が非常に悪いです。</p> <p>明るさも不十分で、路面の状態が分かりにくく転倒したこともあります。</p> <p>通行時に危険なので、木の実や落ち葉が出ない樹木に変えるか撤去をしてもらえないでしょうか。</p>	<p>ご要望のありました路線の街路樹につきましては、これまで、車両や歩行者等の通行に支障をきたす枝のみを除去する剪定を行ってまいりましたので、木の実等の落ち葉の時期には、歩道上に散乱した状況にあったことは、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>高知市では、緑の回遊性を創出するため、道路などの公共空間についても緑化を進めており、樹木を撤去するご要望にお応えすることはしがた、また、街路樹を木の実や落ち葉のでない樹木に変更することについても、他の路線で通行の支障となるほど大きく成長した樹木の更新を計画的に行っていることを鑑みますと、まだその状態とはいえませんので、更新時期を迎えるまでは難しいと考えています。</p> <p>しかしながら、既に通行の支障となっている状況ですので、木の実や落ち葉の量を軽減できる剪定方法に見直していきたいと思いますが、予算を確保する必要がありますので、それまでの対応を、路面状況を確認しながら、必要に応じて清掃を行うよう努めますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	みどり課 道路管理課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
3月	道路・農道・水路	高知市の屋台に関して	高知市の屋台が撤去と言う話がニュースや新聞で取り上げられています。高知市としては完全に無くす方向で進んでいるのですか？西敷地の活用と言う声も自分の周りにもたくさん上がって来ています。高知市は西敷地では無くともどこか有効な場所で昭和や平成の時代にあった「屋台村」の復活などのお考えは無いのですか？考えを教えてください。	報道にもございましたとおり、グリーンロード等の屋台は、道路法等の必要な許可を得ておらず、長年にわたり違法状態での営業となっております。このような状況のもと、平成31年4月に近隣住民から深夜における騒音や悪臭等から屋台の撤去を求めの要望を受けましたが、観光資源として屋台文化を存続してほしいとの意見もあり、令和2年度に庁内に横断的な組織「高知市屋台施策検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、公共用地での屋台営業に関する検討を行った結果、「歩行者利便増進道路の指定制度(通称ほこみち制度)」を活用し、グリーンロードの追手筋から南側を、屋台営業を可能とする候補地とし取り組んでまいりました。令和3年度からは、関係各課におけるワーキンググループを立ち上げ、当候補地での「ほこみち制度」の導入に向けて、沿線事業者や屋台事業者との意見交換会を重ねてまいりましたが、屋台の深夜に及ぶ営業形態等について、沿線事業者の理解が得られなかったことから、当該候補地での屋台営業は困難であると判断し、ほかに公共用地における候補地もないことから、現在の違法状態を解消するため、令和4年度より既存の屋台営業者に対して、令和6年3月末を期限として、市道における屋台の無許可占用を行わないものとする合意書の締結に向けた協議を行ってきており、現在に至っております。	道路管理課
3月	市の施設・公園	わんパークこうちの禁煙対策	孫が帰省して久し振りにわんぱくこうちに行きましたが、喫煙をしている人がおりました。見てみると喫煙所の表示があり驚きました。当然園内禁煙と思っておりましたが、子どもたちが遊ぶ公園に喫煙所があるとは思いませんでした。園内禁煙に出来ない事情があるのでしょうか？それと、桂浜の駐車場は無料になりませんか。	みどり課 わんぱくこうちをご利用いただきありがとうございます。当園の屋外の場所は、健康増進法に定める喫煙禁止場所には該当しませんが、来園者の皆様の望まない受動喫煙を防止するため、子どもの利用の多いプレイランド(遊園地)とアニマルランド(動物園)は禁煙とし、広いスペースのある公園部分について、歩きたばこの防止等の観点から、①わんぱくこうち入口にある管理棟横、②公園南側のトイレ横、③公園南西の路面電車近くの3か所に灰皿を設置し、分煙するものとしています。これら灰皿につきましては、適切な分煙ができるよう、これまで移設や撤去を行い現在の設置場所に至っておりますが、今回のご意見を受け改めて現地を確認したところ、①の灰皿について、キッチンカーやアイスクリームの販売に近く、コロナ禍後来園者が増えていることから分煙に適当でない場所と判断し、子どもの利用がない場所(わんぱくこうち入口にある津波避難救命艇の近く)に移設することとしました。また、他の2か所の灰皿につきましても、今後の利用状況により移設や撤去を検討したいと考えております。 観光企画課 桂浜公園駐車場の駐車料金については、桂浜公園指定管理者の収入となっております。桂浜公園の維持管理や施設整備等に係る費用の貴重な財源の一部として活用しております。そのため、当駐車場をご利用される皆様方に駐車料金をご負担いただいております。なお、当駐車場の開門時間は午前6時から午後10時30分までとなっております。午前8時30分から午後6時までの有料供用時間を除いた時間帯の駐車場入庫については、駐車料金が無料となります。また、高知県(高知市)長寿手帳や身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方には駐車料金の割引を実施しております。詳細については、以下の桂浜公園管理事務所ホームページのご参照をお願いいたします。 【桂浜公園管理事務所ホームページ: https://katsurahama-park.com/access/ 】	みどり課 観光企画課
11月	水道・下水道	下水道普及率の向上に関する要望	高知県の下水普及率は62.9%(平成30年度)とありましたが、下水道の普及率が低いと河川の汚染に繋がりますので、なるべく下水道普及率を100%近くにまで上げて欲しいと考えております。そこで調べてみたら、公共下水道グループ接続助成金制度というものが、これは2人以上でグループを構成して申請するとのことでした。これだと申請する相手を探さないと出来ませんので、単独でも申請出来るようにした方が申請しやすいと思います。そして令和6年度以降は、供用開始から3年以内に接続工事の完了する家屋が助成金の対象となるとありますが、それでは3年を過ぎたら助成金は出ないのでしょうか？私の住んでいる地区は、もう20年位前には下水道が整備され、私の家屋も下水道に接続しておりますが、大通りから中に入った場所では下水道と接続するのに費用がかかることもあり、いまだ下水道に接続していない家屋もあるようです。そうすると、このような接続していない家屋が下水道に接続する際には助成金は出ないのでしょうか。また、これから下水道が整備される地域におきましても3年以内に接続工事を行うのが難しいご家庭もあるかと思うので、なるべく早く下水道に接続して欲しいという意図で3年以内という期限を決めているのかとは思いますが、3年を過ぎましても下水道に接続したい家庭におきましては助成金を出していただけますように要望いたします。特に、下水道普及率の低い〇〇地区においては、これから積極的に下水道に接続してもらうためにも助成金の額を増額することも考慮していただき、下水道普及率を上げることを要望いたします。よろしく願い致します。	高知市は令和4年度末時点の下水道普及率(高知市の総人口のうち下水道が整備されたエリアに居住している人口の割合)が65.9%、水洗化率(下水道が整備されたエリアに居住する人口のうち下水道に接続している人口の割合)が85.3%となっております。高知市上下水道局では、公共下水道処理区域内の水洗化率100%を目指し、下水道整備前の地元説明会開催や、既に下水道が整備された地区において未接続の世帯を訪問しての接続依頼の活動に取り組んでおります。ご意見がありました、グループ接続助成金制度は、複数世帯で申請いただくことにより近隣地域でまとまり、ともに生活環境を改善する意識を高めてもらうことを目的として、平成28年度に開始した制度です。(現在隣接する地域要件をなくし、市内各所で制度利用できるよう使いやすく変更しております。)申請者が助成金を利用する際には、ともに申請する相手を探すことがご負担になるため、同時期に接続工事をおこなう排水設備業者のご協力も得ながら、ともに助成金を申請する方々のグループ化も可能となっております。また、「下水道法」では、供用開始された段階で、浄化槽は遅滞なく、くみ取り式便所については3年以内に接続を行わなければならないとあることから、令和2年度に、供用開始後3年以内の助成金利用期限を設定(令和5年度までは経過措置を設け、令和6年度から適用)し、下水道への早期接続を奨励してきたところですが、したがって、その期限を過ぎますと助成金の利用はできなくなりますが、法の主旨に沿った方への助成となるよう設定しておりますことをご理解願います。なお、助成金の増額につきましては、昨今の資材価格や人件費の高騰により接続工事費の上昇が見られることから現在増額に向けた検討を進めております。高知市上下水道局としましては、今後とも下水道事業へのご理解・ご協力をいただきながら、下水道普及率や水洗化率の向上に向けた努力を続けてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。 ※助成金増額を検討した結果、令和6年4月1日から基本助成金を1万円、早期接続割増につきましても、2万円の増額を行いました。	お客さまサービス課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
1月	防災・災害対応	能登地震に関する被災者に対する応援について	<p>東日本大震災等の大規模震災で問題になったのが、被災者のケアです。被災場所の避難所に長期間プライバシーもない状況で生活するのは非常にストレスとなり、震災関連死者が多く発生する要因ともなります。被災者のプライバシー確保や度重なる余震のストレスからの解放、高齢者の通院や食料等の安定供給等を一気に解決する方法が一つだけあります。但しこれについては桑名高知市長をはじめ県下首長様、濱田高知県知事そして国や輸送機関との迅速な連携が必要となります。詳しい内容については書ききれないので簡潔に申し上げますが、高知県内の空き家を被災者ご家族に年間無償提供します。費用は国が主体として拠出していただき、家族などの移送費用については、国内航空会社、鉄道各社にフォローいただくというやり方です。災害場所の早急な復旧及び被災者の安全安心な生活を1日でも早く取り戻すためには一時的にでも被災場所からの離脱が必須となります。何卒検討していただければと思います。</p>	<p>令和6年1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震においては、最大震度7の揺れにより、能登地方を中心に甚大な被害が発生しており、本市としましても、令和6年1月11日から石川県輪島市へのトイレットレーラー派遣を始めとする様々な被災地支援をしているところです。さて、能登半島地震の被災者への空き家の無償提供についてご提案いただきましたが、現状における対応としては、国土交通省から各自治体に対して、被災者の住宅を緊急に確保する必要があるため、被災者への公営住宅等の提供について依頼があったことから、本市としましても、被災者への支援を速やかに行うために、使用料等は全額免除の上で、被災者に市営住宅を提供できるよう対応することとしております。なお、ご提案いただいた空き家の活用については、今後、被災者への住宅に関する支援を検討する上での参考とさせていただきますと存じます。今後も被災された方々の守った命を繋ぐためにも、引き続き被災地からの様々な支援要請に速やかに対応できるよう準備して参ります。</p>	防災政策課
1月	防災・災害対応	地震対策について	<p>県外から引っ越してきて感じたことです。マンションや保育園、学校でも定期的に避難訓練をしていて、災害に備えているんだなと感じました。保育園の避難先が水再生センターの屋上になっていて、2階に食べ物などの備蓄がされていました。園では、園児を連れて避難できるのは距離的にも水再生センターがベスト。小さな地震なら、近隣の避難先のビルでも対応できるかと思いますが、東日本大震災の津波は予想をはるかに超えました。3階程度の避難場所で小さな命を守るの心配です。2階なんて浸水リスクが高く、備蓄も意味ないかと思えます。他市も訪れましたが、高知市より畑が広がり、ボツンと避難所があって、高齢社会なのに避難所まで辿り着けるのか疑問に感じました。他県より防災の意識は高く、備えている部分は多くあるとは思いますが、今ひとつ不足している気がして、結局命が助からないんじゃないかと思ってしまう。浸水区域となっている地域だけでも、一刻も早く耐震性のある高い建物を作ってほしいです。</p>	<p>ご意見の中にありました水再生センターですが、本市にて避難場所として指定しておりますのは「下知水再生センター」と「潮江水再生センター」の2カ所であり、〇〇様のお住まいの地域と、ご意見の中にありました備蓄品の状況から、「〇〇水再生センター」であると想定して回答させていただきます。同センターにつきましては、令和2年度に竣工された、耐震基準を満たした建物となっており、一般的なビルよりも階毎の高さが高く設計されています。また、現在想定されている最大クラスの津波シミュレーションでは、同センター周辺の津波想定浸水深が1～2mとなっていることから、避難場所となっております同センター屋上(地面からの高さ約14m)は、津波避難に対して十分な高さがあると考えております。同時に、〇〇水再生センター2階にあります備蓄品につきましても、保育園が同センターと交渉し備蓄しており、前述の津波シミュレーション結果に基づきますと、活用可能と考えております。詳しくは、高知市地域防災推進課ホームページにて、「津波避難ビル一覧」や「津波避難マップ」を公開しておりますので、是非ご覧ください。併せて、津波避難ビルなどの緊急避難場所をお手元のスマートフォンで確認できる「高知市津波SOSアプリ」につきましても、インストール方法をご紹介させていただきますのでご活用いただければ幸いです。高知市では来る南海トラフ地震に備え、高知市津波避難ビルガイドラインに基づき、市内全域で339施設の津波避難ビルを指定しており、〇〇様がお住いの昭和小学校区では、40施設を指定しております。小さなお子様はもちろん、津波から市民の皆様を守るために、今後も継続して地震や津波対策を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。〇地域防災推進課ホームページ：https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/ 〇高知市津波SOSアプリ：「App Store」(iPhone)または「Google Play」(Android)で「高知市津波SOSアプリ」と検索し、アプリをインストールします。</p>	地域防災推進課
1月	防災・災害対応	防災備蓄庫について	<p>私は、朝倉の〇〇地区に住んでいますが、防災マップを見ますと鏡川の決壊で水害が想定されています。自宅からの避難場所である高知大学、朝倉さわやかセンター等は、土讃線の南側になりますので、老人にとって約1.5Kmから2.0Kmを避難するのは難しいと思います。災害に見舞われた時には、避難する場所が遠過ぎます。ライフラインが途絶えた時の食料などを備蓄する備蓄庫もありませんので、最低でも備蓄庫の設置をご検討したいです。以前私が住んでいた〇〇市では、避難場所の他にも自治会単位で備蓄庫を設置していました。</p>	<p>本市では、発災後3日間は津波浸水や道路等の交通インフラの被災により、発災時指定避難所への物資輸送が困難になることを想定し、必要な場所(避難所)に必要な量を備蓄するという「分散備蓄」を基本に取り組んでいるところです。また、発災時の不測の事態により、物資不足に陥る指定避難所が発生した場合は、長浜学校給食センター内の備蓄倉庫より配備を行う予定です。このようなことから、指定避難所以外に市として備蓄庫を設置することは計画しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。また、本市としましては、本市の被害想定の大きさから、被災者の皆様に必要な量を全て備蓄することは困難なことから、市民の皆様にご家庭での備蓄をしていただくよう防災啓発にも取り組んでおります。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、避難の考え方としまして、洪水や土砂といった風水害は、津波のような突発的な災害と異なり、台風の接近など、事前に被害想定の情報収集が可能です。また、気象台も避難のための警戒レベルを5段階に分けて発表しており、避難までの時間的猶予は一定確保が可能です。その際、安全が確保できる場所であれば、指定避難所に限らず、近くの親戚・知人宅や、ご自宅の建物に危険がなく生活できる状態であれば、在宅避難をするという選択肢もありますので、ご検討ください。</p>	防災政策課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
1月	健康・医療・衛生	心療内科について	<p>高知市は心療内科が少なすぎます。今後、心療内科の患者がかなり増えると思いますので、心療内科の医師を増員してほしいです。抛り所がありません。やっと予約が取れても1ヶ月待ち。意味無いです。能登半島地震があり、南海トラフ地震に怯えています。夜も寝られません。私の住む地域は築年数の多い木造賃貸ばかりです。ただでさえ地震が来たら津波がすぐ来る地域なのに、崩壊して逃げられない人が増えると思います。南海トラフが来るのに古い賃貸の大家さんは補強もしません。そのまま貸出します。賃貸でも耐震基準の見直し、定期的な耐震基準チェック、補強費用の補助をしてほしい。</p>	<p>1 心療内科の医師の増員について</p> <p>心療内科の医師の増員について回答いたします。医師確保につきましては高知県医療政策課が行っており、「第7期高知県保健医療計画」の一部として位置づけ「高知県医師確保計画」を策定し、取り組みを進めています。高知市としましても医療体制全体を担う高知県と連携をして、市民の皆様が安心して生活できるように、取り組んでいく必要があると考えております。担当 健康福祉部 地域保健課 医事・薬事担当 088-822-0577(直通)</p> <p>2 耐震関係について</p> <p>「耐震関係」について回答いたします。高知市では、昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた住宅の所有者に対して耐震改修工事の補助を行っております。この制度は自宅だけに限らず、貸家や共同住宅でも対象となります。ただし、申請できるのは所有者、またはその家族です。補助金の詳細については高知市建築指導課のホームページをご覧ください。貸家にお住まいということでしたら、貸主の方から直接ご相談いただければ補助金額や個人負担額など詳しくご説明もさせていただきますので、貸主さんにご相談してみてください。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>高知市住宅耐震改修費等補助金について https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/whtaishinkaisyu2905.html 補助金額 設計 205,000円 工事 1,000,000円(申請者が法人以外は100,000円上乗せ) ※令和6年4月1日から(申請者が法人以外は200,000円上乗せ)に変更 ※設計・工事いずれも上限額 担当 都市建設部 建築指導課 耐震担当 088-823-9470(直通)</p>	地域保健課 建築指導課
2月	健康・医療・衛生	生体移動販売許可しないで下さい	<p>高知で毎年オーテピア西敷地で開催されている「犬猫の生体移動販売」をやめて欲しいです。市有地を管理し許可を出した商工振興課(現:商業振興・外商支援課)現地視察して問題ないと判断している生活食品課 反対意見も伝えてきましたが、国の条例に従っての正規の申し込みをしているので、事業所として登録せざるを得ないと開催に踏み切るという情報を聞きました。移動でのストレス、劣悪な環境で病気になるなど、毎年数多くの犬猫の命が奪われています。犬猫の命の搾取に加担するようなことはやめてほしいです。</p>	<p>動物の販売につきましては、「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定される第一種動物取扱業(業種:販売)の登録申請に基づき、事業所所在地を管轄する保健所が登録をしております。令和2年6月には改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が、令和3年6月には第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定めた省令が施行され、動物の健康や福祉に関する様々な規定が盛り込まれ、事業者には遵守義務が課せられております。保健所は申請内容が登録基準を満たしていれば、申請を拒否することができず、今回の催しについても、法の規定に基づき、書類審査や現地調査を実施し、違反がないことを確認しております。また、市の保有地を使用することにつきましては、前述の「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき登録されることを前提として、オーテピア西敷地の場合、高知市公有財産規則や貸付けに係る管理要領等に基づき、中心市街地の活性化に効果が見込める使用用途かどうかなどの要件を確認し、都度、適切に判断した上で貸付契約を締結しております。生体販売に関わらず、法令違反があれば、直ちに貸付解約を解除し、使用を停止することとしています。今後とも、事業者へ適切な指導や助言を行うことはもちろん、市民の皆様に対しても、動物の愛護及び適正飼育についての啓発を推進することで、人と動物が共生できる生活環境の向上のため取り組んでまいります。</p>	生活食品課
3月	産業・経済	オーテピア西敷地の利用について	<p>最近話題になってる廿代町の屋台ですが、空き地になってるオーテピア西敷地に移転するようにしたら、問題も解決できると思います。何と言ってもひろめ市場の横なので、観光客にも喜ばれるし、民家も少ないことからクレーム等も少ないかと思えます。少しの使用料を徴収する方法もありかなと思います。市の財源の足しになりますね。何と言っても屋台がなくなるのは寂しいですし悲しいです。市の柔軟な対応期待しています。</p>	<p>オーテピア西敷地について、現在同地が空き地となっている前提で屋台利用のご提案をいただいたところですが、今後はイベントスペースとして多くの市民の方がくつろげる空間となるよう整備を進めてまいりたいと考えておりますので、オーテピア西敷地での屋台受入は困難であると認識しております。今後高知市としましては、中心市街地での営業を希望する旧屋台事業者に対して、空き店舗の活用を支援するなど適法に営業できる環境が整いますよう相談に応じてまいります。</p>	商業振興・外商支援課
3月	産業・経済	オーテピア西広場のアスファルト舗装	<p>オーテピア西広場のアスファルト舗装に反対です。経費の上で芝生化が困難ならば雑草化でも十分ではないでしょうか。</p>	<p>新図書館西敷地は、現在砂利敷きの状態で、かつ長期間にわたりロープが張られた状態であるため、桑名市長が掲げる公約のとおり、当面の間イベント開催等で中心市街地に賑わいを生み出すとともに、多目的に市民の皆様が利用できるスペースとなるよう整備を検討しているところです。市民の皆様や市議会からも多くのご意見をいただいておりますので、これらの声を踏まえながら、中心市街地の活性化に向け、事業を展開してまいります。</p>	商業振興・外商支援課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
3月	産業・経済	オーテピア西側市有地の活用案	屋台の移転先が確保できず営業終了となることが報道されておりますが、オーテピア西側市有地を広場として維持し、一部を屋台移転先として貸与契約するのが良いと思っておりますがいかがでしょうか。同市有地の有効利用については、公表の二転三転や箱物計画に対して市民から批判的な意見が多かった印象があります。日曜市やひろめ市場との連続的なエリアで、手を伸ばせば高知城や博物館に届く屋台村として、歴史に思いを馳せて市民・観光客が入り混じって酒や食を囲む場所となる・・・とすれば、長く続いた屋台を公正に維持しつつ、食文化を発信できる観光資源拡大につながります。大規模な施設建設による工事費・維持費の採算などの課題も軽減され、市民・県民からも理解されやすいでしょう。各方面ですでに出尽くした案の一つかもしれませんが、見解をお伺いします。	高知市が中心街の屋台に対して、市道上から民有地への移転を求めていることにつきましては、3月に桑名市長が表明しましたとおり、違法状態である現状について区切りをつける必要があると考えており、市有地における代替地等の候補地について、検討を尽くした結果、市有地活用は困難と結論付けております。したがって、ご提案のオーテピア西側市有地を広場として維持し一部を屋台移転先として貸与するという案につきましては、現時点で議論の俎上にはないと認識しております。今後高知市としましては、中心市街地での営業を希望する店舗に対して空き店舗の活用を支援するなど適法な営業移行に向けて相談に応じてまいります。	商業振興・外商支援課 道路管理課
2月	観光・イベント	オリックスパファローズ秋季キャンプについて	高知市東部球場で開催されているオリックスパファローズの秋季キャンプは観客数が増えていて、県外ナンバーの車もたくさん来ています。しかし、残念なのは選手やファンへのサービスが少なく、商機を逃しているのではないかと思います。オリックス球団と連携し、東部球場でしか手に入らないオリジナルの選手フィギュアなどを作成し、ガチャポンで販売してみるのはいかがでしょうか。県外の球場へ行くと、推しの選手のグッズを求めて何度もガチャポンを回すファンの姿を見ます。また、飲食できる場所が1か所しかないのも、その期間だけでもキッチンカーや屋台を出店してはどうでしょうか。練習を見ながらコンビニのおにぎりを食べている人を見ると、高知の美味しい食べ物を食べてもらいたいと思います。県外から来てくれたファンに楽しんでもらい、SNSで話題にしてもらえれば、さらに県内外からの集客が上がるのではないのでしょうか。プロ野球のニュースなどで取り上げられる可能性もあり面白いのではないのでしょうか。最後に、人気球団となったパファローズに毎年来てもらえるようなおもてなしをお願いします。	ご提案いただきましたオリックス・パファローズ秋季キャンプにおける球団グッズの販売については、球団からの委託を受けて施設内売店での小規模の販売を行い、飲食スペースについては、常設の売店一店舗と土日限定でキッチンカーに出店していただくことに留まっており、ご指摘のとおり、十分でない状況と認識しております。一方で、おっしゃられるように県外ナンバーの車両も多数、駐車されておりますが、スペースの課題や、平日については、観客数の伸び悩みもあり、キッチンカーの出店に至らない現状もございます。本市としましては、土日に球団からグッズの提供を受け、選手のサイン等が当たる抽選会や観光案内を実施するなどして、誘客に努めているところでございますが、今後も球団と連携し、秋季キャンプの継続と期間中により多くのファンの皆様にご来場いただけるよう、取り組んでまいりますので、引き続き支援の程よろしく願いいたします。	観光魅力創造課
10月	子ども・教育	土日祝保育について	現在、土日祝預かり可能な保育園に子どもを通わせている母親です。両親共に土日祝就労のため、土日祝預かってもらえる保育園があることは本当にありがたいです。今、2人目の育児休暇のため、必然的に平日のみの保育になっていますが、そのルールに疑問を抱いています。基本的には「土日祝は就労時のみ」という保育園のルールがありますが、父親が土日祝仕事のため、母親が土日祝毎週ワンオペ育児になります。全ての家庭が土日祝休みではないのに、と思うとどうしても不公平感を感じてしまいます。育児中の母親の負担が大きくなってしまおうので、正直疲弊することもあります。平日に家族みんなで休む日もあるので、そうすると保育園へ行く日数も減ります。保育園独自のルールであれば仕方ないですが、就労証明書を提出するのが高知市で、おそらく育児中は平日のみの保育という規定を使っているのが高知市かなと思ったので、こちらへ意見として提出させていただきます。	高知市の保育幼稚園課のホームページをご覧くださいと「高知市内日曜・祝日保育実施施設一覧」という表がございます。この表の備考欄に「原則就労理由のみ利用可」など、各園の利用に関する記載があります。これは、本市から各園に確認させていただいた回答内容を記載しております。一覧に掲載されている保育施設では、日曜・祝日保育を実施されていますが、保育士は平日を含めた保育を実施している各曜日に必要人数が配置されており、保育士不足のなかでは、利用要件を原則就労のみとしているものではないかと思われまます。	保育幼稚園課
10月	子ども・教育	就学支援金について	姉弟で、私立中学校と公立小学校に通っていますが、公立小学校で就学支援金の対象児童となった場合に、私立中学校に通う姉弟の支援対象条件を緩和してほしいです。生活が困窮しているので、同じ条件でも姉弟で支援対象に区別がついてしまうのは、辛いです。	公立の小中学校は、学校教育法の規定に基づき、授業料を徴収しておりません。それでもなお、経済的な理由で就学が困難な状況にある生徒・児童に対しては、自治体として必要な支援を提供する責務があることから、就学援助制度が実施されています。一方、私立学校では独自の教育カリキュラムを提供する代わりに授業料を徴収しています。私立学校に通学することは各家庭の任意の選択であるため、多くの自治体では、私立学校に通学する生徒・児童を就学援助の対象とはしていません。しかし、私立学校においても、経済的困難を理由に授業料を免除する制度を設けている学校があります。これを受け、高知市では平成8年から各学校の減免制度が適用される場合には私立学校に通う生徒・児童に対しても就学援助を実施しています。平成12年度には高知県が免除制度を設けている学校に対し助成を開始したことで、現在は高知市内にあるほとんどの私立学校でこの授業料の減免が制度化されています。高知市の就学援助申請の流れについては、各私立学校の授業料免除が決定された後、学校を通じて就学援助の案内をさせていただいております。案内を受けたタイミングで就学援助をご申請いただき、認定となった場合には、当年度の4月からの対象費用について遡って支給することとしています。ご提案をいただいた、公立学校に通う兄弟姉妹がいる場合の支援対象条件の緩和については、現状の制度下では、就学援助が認定となった兄弟姉妹の有無により各世帯への受給要件が異なることは公平性の観点から困難であると考えております。この度は、市民の声を通じてご意見をいただき、ありがとうございました。今後、制度の見直しについて検討を進める際には、貴重なご意見を参考にさせていただきます。また、何かご不明な点やご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。より良い市民サービスを提供できるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。	青少年・事務管理課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
11月	子ども・教育	レスキュー保育を病児保育施設に併設してほしいです	<p>病児保育施設にレスキュー保育を併設して欲しいです。 ※レスキュー保育とは、登園後に子どもが体調を崩した際に、親の代わりに看護師さんが小児科へ連れて行ってくれたり、子どもを預かってくれる施設の事です。 共働き夫婦で未就学児の子どもがいます。 登園した子どもが体調を崩した際に園から迎えに来て欲しいと連絡が来るのですが、その度に夫婦で「どちらが仕事を早退出来るか」等の相談をし合い、無理してでも早退出来るような方が迎えに行きます。そして子どもの症状が治っても「登園は症状の消失1～2日経過後(日数は病気による)」とお願いされています。 なので、連日休暇を取得せざるを得ない場合が多々あるのが現状です。 小さな子どもは割と頻りに体調を崩します。 出来る限り傍にいてあげたくて夫婦で協力(交代)しながら看病をしていますが、早退や休暇の度に仕事を職場の方々がフォローして下さることもあるので、毎月のように迷惑かけていると言う気持ちもあり、精神的に辛くなっていきます。 子どもが風邪等の一時的な病気で体調を崩しても安心して代理を任せられるレスキュー保育を病児保育施設に併設してほしいのですが、難しいでしょうか。</p>	<p>高知市では、お問い合わせの「レスキュー保育」は実施しておりませんが、病中または病気の回復期にあるお子さんを、仕事等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的にお預かりする「病児保育事業・病後児保育事業」を実施しております。 施設を利用される際には、医療機関を受診し、医師に「診療情報提供書」を書いていただいたうえで、この「診療情報提供書」に記載された病名を施設に伝えていただいております。 病気の流行期には、施設利用のご希望が重なり、キャンセル待ちとなることもございますが、予約申込をしていただければと思います。 また、高知市内の保育園等では、登園されたお子さんが保育中に体調不良となった場合に、保護者の方がお迎えに来られるまでの間、園に常駐している看護師等が緊急的にお子さんをお預かりする「体調不良児対応型病児保育」を行っている園もございます。 この「体調不良児対応型病児保育」ではお迎えに来られるまでは看護師等がお預かりしております。しかしながら、できるだけ早くかかりつけ医にて受診をしていただくことが安心につながりますので、お子さんが体調不良となったことが分かった際には保護者の方にその旨お知らせするとともに、お迎えについてもお願いしているところです。 今回ご意見いただきました「レスキュー保育」につきましては、他の自治体の実施状況を確認いたしましたところ、子どもにとっては知らない大人が迎えに来て慣れない場所に連れていかれることによる「お子さんの心身への負担」の大きさや保護者の方の費用負担等が大きいことから、導入については慎重な検討が必要であると考えております。</p>	保育幼稚園課 子ども育成課
12月	子ども・教育	産後支援について	<p>高知市で2児の母をしています。下の子はまだ6か月なのでまだまだ手がかかります。 高知市に住んでいますが、夫婦以外の家族は県外在住なので育児の協力は頼めず、夫は仕事のため、育児は私1人で行っています。 産後支援として、高知市には産後ケア事業があるかと思いますが、これはあくまで赤ちゃんのための制度だと感じています。 重きは赤ちゃんに置いているもので、お母さんの支援も考えていただきたくご連絡いたしました。 1人の育児ならゆっくり家事も疎かにお世話をしていけば良いのですが、2人も子どもがいるとそうはいきません。 保育園の送り迎えが終わると洗い物、洗濯、掃除と家事が待っています。 家事の間で赤ちゃんが起きると全てがストップして、家事ができないまま1日が終わります。 実家支援のある家庭はおばあちゃんに預けたり、送り迎えをお願いしたりしているようですが、配偶者が単身赴任したり、移住者の場合には、家事まで手が回らないと思います。 他県の産後ケア事業は助産師以外の先輩ママアルバイトなどが家事支援なども行っているの、是非高知市も実施して欲しいです。検討よろしくをお願いします。</p>	<p>本市産後ケア事業のサービス内容については、利用者や事業所の幅広いご意見を頂戴しつつ、検討を重ねているところです。 他市町村の産後ケア事業との比較等も含め、本市での産後ケア事業の最善について、今後も取り組んでまいります。 今回いただいたご意見の中で、日々の家事等に時間が足りない点につきましては、高知市では市内保育園等での一時預かり事業もございますので、時間のかかる家事やご自身のための時間の確保にご利用できます。 その際は保育幼稚園課(088-823-4012)までお問い合わせください。 あわせて、こうち子育てガイド「ばむ」(ネット検索でご覧いただけます)に本市の子育て支援情報を集約しておりますので、ぜひご活用ください。</p>	母子保健課
2月	子ども・教育	こども医療費の拡充について	<p>桑名市長様に早急の要望です。 早期に着手したい施策として、こども医療費助成金の中学生までの拡充をうたっておりますが、4月からの拡充をお願いしたいです。 高知市で子どもがどんどん減っている現状からも、すぐにでも着手すべき施策だと思います。期待だけさせておいて、結局先延ばしにされるようでは困ります。</p>	<p>市長公約である子ども医療費助成の中学生までの拡充にあたりましては、まずは財源を確保した上で、条例改正及び予算に関しての市議会の承認をいただくことで、準備作業に取りかかることが可能となります。その後、システムの改修作業や、市民の皆様、医療機関を含む関係機関へ周知をするとともに、対象の方にはご申請をいただき受給者証の発行等の事務作業が必要となります。 現在、令和6年10月からの拡充を目指し、来月に開催される市議会定例会に対し、子ども医療費の対象年齢を中学生までとする条例改正案とシステム改修費を含む事務費や医療費の予算案を上程する準備を進めているところです。 来月の市議会定例会にて承認されましたら、4月以降順次事務作業を進めていく予定です。</p>	子育て給付課
2月	子ども・教育	小学校の放課後児童クラブに関して	<p>来年度、子どもが小学校に進学する予定ですが、校区外からの通学の場合、児童クラブの選考において、校区外より校区内が優先されるので、待機児童になる可能性が高いと言われました。 両親が共働きなので、緊急時における子どもの安全確保のために、母親の職場から最寄りの小学校を希望したいと思い校区外申請するつもりですが、児童クラブに入れないと夏休みは1日中子ども1人で家にいるようになってしまいます。 校区外でも校区内と同じように選考してほしいです。 待機児童にならないように、児童クラブを増やすなどの処置はしていただけないのでしょうか。</p>	<p>いただきました放課後児童クラブに関するご意見について、校区外通学の申請を予定されているとのことですので、校区外通学が許可された児童についてお答えいたします。 校区外通学が許可される理由は複数ございますが、「小学生の保護者が仕事に従事し、下校後も保護者が自宅にいない状態にある者で、あずけ先がある場合」を理由に申請・許可された児童につきましては、「下校後に児童をあずかってくれる人がいる」ことで許可となりますので、まずは、下校後に保護者が就労等で家庭におらず、あずけ先がない児童を優先して入会いただき、そのうえで利用者が定員に達していない場合、校区外通学許可児童等に入会のご案内をしております。</p>	子ども育成課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
3月	子ども・教育	面会交流→親子交流への名称変更	<p>離れて暮らす親子が親子交流(面会交流)により繋がりを保つことは、子どもの権利であるだけでなく、健やかな成長に寄与する機会にもなります。</p> <p>「面会」という言葉は、人と直接に会うという意味で広く使われている言葉ですが、本来、地位の高い人との面会や病院での面会等、制限された状況下で行われるものとして用いられることもあり、壁を感じるものになる時があります。</p> <p>そこで子どもが親に会うことを「親子交流」として表現の見直しが行われました。</p> <p>法務省についても、面会交流から親子交流に変更されました。</p> <p>高知市の表記についても、親子交流に変更するように提案させていただきます。</p>	<p>法務省のホームページ等におきましても、現在、「親子交流(面会交流)」という表現を使用しております。</p> <p>また、令和5年7月に子ども家庭庁より通知が発出されている「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」において、「面会交流」という表現が「親子交流」に改められております。</p> <p>つきましては、本市が高知県と共同で実施しております「ひとり親家庭支援センター(ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業)」の公式HPIにおける「面会交流」という表現を「親子交流」という表現に修正いたします。</p> <p>併せて、今後、本市が発行する印刷物などでも、同表現に改めてまいります。</p>	子育て給付課
3月	子ども・教育	待機児童と保育園料	<p>高知市在住の2児(6歳と1歳)の母で、上の子どもは4月から小学一年生です。</p> <p>私が仕事に復職するに際して、4月から下の子どもが保育園に入園しますが、下の子どもの保育料が満額になってしまいます。</p> <p>保育園料も同時期に兄妹児がいれば保育料を無償とは何ですか？</p> <p>各家庭でカウントして下さい。</p> <p>子どもを授かれなくて5年空いてやっと授かったのに、産んでからの問題が多すぎます。</p> <p>これでは産みたくても産めない人が増える一方です。</p> <p>助けてください。切実に困っています。</p>	<p>保育料につきましては、全国的に同じ制度での運用として、国の定める徴収基準額表の所得区分に応じた決定されており、保育料として利用者に負担していただく費用を除いた保育所等の運営などの保育の実施に必要な費用を国、県、市町村で負担しています。</p> <p>こうしたなか、本市では、財政的な負担を増やすこととし、高知市独自の取組みとして保護者の負担軽減を図っております。</p> <p>まず、国の保育料徴収基準額表の所得区分が8階層であることに対して、独自の保育料の軽減措置として所得区分を15階層とし、さらに各階層で国の基準額より低く保育料を設定して保護者の負担軽減を図っております。</p> <p>次に、多子世帯の保育料の軽減につきましては、同時に2人以上保育所等に入所して利用されている場合には、国が2人目を半額としていることに対して、平成26年度から2人目以降の保育料を無償化し、副食費(おかず・おやつ代)につきましても、令和元年10月から月額4,500円を上限に減免することで、保護者の負担軽減を図っております。(令和6年4月から月額4,800円に改定)</p> <p>その他にも、就労されている保護者など、保育時間を延長する要望が高まってきたことから、7時30分からの早朝保育や、19時までの延長保育の実施拡大に取り組むなど、保護者の負担軽減に向けて、高知市独自で取組みを進めております。</p> <p>こうしたことから、現時点におきましては、高知市の財政負担を増やすことで、すべての保護者の負担軽減を図りながら、同時に2人以上入所している多子世帯への負担軽減を図っている状況であり、高知市の財政事情からも、今以上に多子世帯への保育料等の減額の拡大を図ることは困難な状況でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園課
10月	市民生活(くらし)	自転車の安全について	<p>私は、10月中旬に高知市を観光した者で、高知市民ではありません。</p> <p>牧野植物園や高知城を観光させていただき、たいへん満足しております。</p> <p>ただひとつ、残念なことがあり、高知市を再訪することをためらってしまいますので、改善していただきたく、お願いいたします。</p> <p>高知市繁華街周辺では、歩行している私たちの前後左右から、かなりの速度で自転車が走ってきます。気を付けて真っ直ぐ歩かないと、すぐ脇を自転車がすり抜けていきますし、見通しの良くない交差点などでは、徐行もせずに自転車が飛び出してきました。私たちは、これをバイシクルミサイルと呼んでおりました。</p> <p>中・高生は、まだまして、若者から年配の方まで、マナーがひどいです。</p> <p>大阪の自転車も恐ろしいですが、高知はそれ以上です。ヘルメット着用率も、低いように見えました。過去には、重大事故が起きていますが、高知市民は意に介していませんね。</p> <p>警察も市役所も、お忙しいのは承知しておりますが、安全のためにも高知市のイメージアップのためにも、取り締まりと指導・啓発にさらに力を入れていただきたく、お願いいたします。</p>	<p>日頃から自転車の安全利用について広報啓発を行っておりますが、現状についてのご指摘を真摯に受け止め、より一層自転車の安全で適正な利用に関する啓発を警察や関係機関とも連携して行うとともに、取締り・指導については、警察に必要な情報提供を行ってまいります。</p> <p>この度は、折角の高知旅行に際し大変不快な思いをなされたこと申し訳ありません。</p> <p>今後とも、本市交通安全行政への御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	くらし・交通安全課

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
11月	市民生活(くらし)	「個室トイレ」における生理用品の常備・無料提供	<p>(背景) 近年「生理の貧困」が取り上げられることが増えました。高知市では「生理用品の無償提供が実現しました。しかし、この課題の根本には、男女間のジェンダーギャップによる女性の「生理に対する配慮の欠如」があります。</p> <p>(困り感・課題) 無償提供している施設もありますが、配付施設が「限定」されているため、施設まで「赴かないと受け取れない」という「場所的・時間的制約」があります。これは、すべての女性の困り感に対応できていないという意味でもあります。生理用品を保持していても、外出中、生理用品を携帯していないことによる困りや不便といった、QOL上の課題があります。</p> <p>(提案) 公共施設の「個室トイレ」に生理用品を常設し、無料提供することを提案します。具体的には、生理用品提供サービス「OiTr(オイテル)」というサービスが導入できるのではないかと考えています。「オイテル」とは、個室トイレに、生理用ナプキンを常備し、無料で提供するサービスです。高知市役所や、高知市の男女共同参画推進の拠点施設である「ソーレ」に導入するのはいかがでしょうか。</p> <p>(設置の意義) 1必要な時に、「個室トイレ」に駆け込めばその場で受け取れます。わざわざ「配付施設」に出向く必要がありません。プライバシーの保護にも繋がります。 2生理用品を常備・携帯する負担の軽減に繋がります。「生理という自然現象」の理解・配慮が市民に広がっていき、ジェンダーギャップを解消する機運を醸成します。また、ジェンダーギャップの解消に挑んでいる本市の本気度を伝えることもできます。生理用品はトイレットペーパーと同じです。ご検討のほどよろしくお願ひします。</p>	<p>高知市では、現在、市役所本庁舎の当課窓口及び市内13か所の市民会館、4か所の子育て世代包括支援センターにて、様々な理由で生理用品の入手が難しい方に対し、生理用品パックの無償提供を行っています。</p> <p>また、高知県が行う「女性の活躍支援事業」の取組として、市役所本庁舎の女性用トイレ個室に、生理用ナプキン1枚と相談窓口案内カードをセット(個包装)にしたものを配置し、配布することで、女性を取り巻く悩みやトラブルが早期段階で解決・解消につながるよう支援しており、県と連携して「生理の貧困」の課題に対して取り組んでいます。</p> <p>誰もが生涯にわたり社会参画し続けられるよう、心身の健康を保つことは、ジェンダー平等社会を実現するうえで重要な視点と考えており、その意味で「生理の貧困」は継続して取り組むべき課題であると認識しています。</p> <p>ご提案の生理用品提供サービスにつきましても、実施自治体の取組状況等を研究し、本市において導入することが適当かどうか等を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>※ 追記 高知市役所本庁舎等での生理用品の無償提供は、令和6年5月24日をもって終了しました。また、高知県が行う「女性の活躍支援事業」の取組も、令和5年度末をもって終了しました。</p>	人権同和・男女共同参画課
11月	市民生活(くらし)	選挙の投票所の件で提案です。	<p>高知県は高齢者率が高く、私も昨年から高齢者になりました。三年前から〇〇団地に住んでいますが、多くの高齢者が居住しております。若い方の投票を促すために、大学やスーパー等に投票所を設置していると思いますが、反面、足腰の弱い高齢者にとっては投票所までの距離が遠いと思います。提案ですが、高齢者の多い団地の集会所に投票所を設置していただければと思います。投票率を上げる一つの方法でないかと思ひますので、検討していただきたく、提案いたします。</p>	<p>本市では、多くの有権者の方が投票しやすい環境を目指して、当日投票所を投票区毎に99箇所設置しております。</p> <p>また、期日前に投票区以外でも投票することができる期日前投票所につきましては、利便性の高い商業施設の4箇所を含め、市内の東西南北に18箇所バランス良く設置し、設置箇所数は全国の中核市の中でも上位となるなど、これまで投票環境の改善を図ってきたところであり、先の高知県知事選挙及び高知市長選挙におきましては、全投票者の4割近くの方に利用していただいているところです。</p> <p>一方、ご高齢の方などから投票所までの移動が大変だといったお声をいただくこともあり、また、日時を限って「移動期日前投票所」を地域の集会所などに設けている自治体もごさいますが、有権者の減少や従事者の確保が困難などの理由から当日投票所の維持が難しくなり、廃止や設置時間の短縮などを検討するなかで、投票機会の確保策のひとつとして、地域を限定して導入されている例が多いようです。</p> <p>本市において移動期日前投票所を設置する場合は、従事者や立会人の確保に加え、移手段の確保などにも一定の事業費を必要とすることなどから、現時点では困難ではないかと考えており、仮に検討する場合においても、投票所の再編などを含めて検討する必要があるのではないかと考えております。</p> <p>なお、投票率の向上につきましては、本市を含め全国的な課題でもありますので、啓発活動など他の自治体における様々な取り組みなどを参考にしながら対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>	選挙管理委員会

受付月	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
2月	市民生活(暮らし)	夜飲食街での客引き	先週法事のため郷里に一時帰高。 法事後、景勝地を巡ったり、地元の料理を楽しんだりしていました。 夕食後、帯屋町から追手筋に向けて大丸デパート近くから歩いていますと、たくさんの客引きに声をかけられたりして驚いてしまいました。 いつからこのような状態になったのか分かりませんが、地場産業の少ない土地柄観光客にも悪影響及ぼしてはと心配しております。 昨年のNHK朝ドラで大きく郷里が取り上げられ、また来年も「やなせたかし」さんが取り上げられ放送予定だと聞いております。 折角の高まりを減退させるのではなく、これからも繋いで行き多くの観光客に満足して”また来たいな”と 思っていただけのような郷土づくりを期待しております。	高知市中心市街地での客引き行為などについては、ぼったくりなどにも通じる悪質な事例もあり、被害などがあってはならないことと認識しております。 現在、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等に基づく警察の規制や取締りはもとより、本市といたしましても、警察や関係機関との情報共有を行うとともに、広報紙への掲載を通じて広く注意を呼びかけるよう努めているところです。 この度は、折角の御帰高に際し不安な思いをされたとのことであり、大変申し訳ありません。 観光で高知を訪れた方、市民ともに安心して夜の街を楽しんでいただけるよう、より一層警察や関係機関との連携を密にまいります。	暮らし・交通安全課
3月	市民生活(暮らし)	イベントの周知について	高知市内で行っているイベントをネット検索しても分からないことが多い。 高知でのイベントが探せるようにしてほしい。 行き損ねたイベントが多い。	本市主催のイベントの広報については、庁内研修等を通じて市民に対しての情報をしっかりと発信することの重要性を職員に対して説いていくことを伝えてご理解いただいた。	広聴広報課
3月	市民生活(暮らし)	市民の声の写真添付について	市民の声を投稿する際に、メールも写真を添付できるようになればもっと良いものになると思います。	市民の声の入力フォームは、システム上の関係から写真の添付ができない状況でございます、大変ご不便をお掛けしております。 今後、システム見直しの際の検討課題とさせていただきますので、ご理解の程よろしく申し上げます。 なお、市民の声は入力フォーム以外にも情報公開・市民相談センターの電子メール(kc-011601@city.kochi.lg.jp)からでもお受けすることができます。こちらには写真添付が可能です。 ほかにも、高知市LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、市道や公園の遊具等の破損状況を写真や位置情報によって市の担当窓口へ伝えることができる「通報機能」もご利用いただけます。	広聴広報課
10月	手続・届出	コンビニ交付	結婚をし、本籍地が高知市になったが住民票は県外にあります。 氏名変更の手続きのために使いたいので戸籍抄本等もコンビニ交付できるようにしてほしい。 とても不便です。 コンビニ交付出来る地域の方が多いと思うのですが。	本市のコンビニ交付サービスにつきましては、国の関連団体が管理するクラウドシステムを採用しており、当該クラウドシステムは、導入費用や運用費用が安価であるとともに、セキュリティ対策などにおいて信頼性が高いとされています。現時点では住民票の写しと印鑑登録証明書のみに対応となっておりますが、戸籍証明書や納税証明なども交付できるよう当該団体において検討されているところです。 コンビニ交付サービスについては、ニーズがますます高まっていることは認識しているところであり、サービスの拡大は利用者の利便性向上だけでなく、行政運営の効率化にもつながるものと考えております。 今後、戸籍証明書等がシステム上で取り扱いが可能となりましたら、本市においてもサービスを導入に向け検討を進めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	中央窓口センター